

オープンカウンター方式による見積依頼について

随意契約を前提とした見積依頼です。

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込）を提示した事業者を契約相手方とします。参加を希望される方は、以下の留意事項を熟読のうえ、見積書をご提出ください。

<留意事項>

1. 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 国立研究開発法人建築研究所契約業務取扱規程第5条に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人、又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) (1)～(3)の他、案件毎に参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

※参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書、及び見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2. 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込）を提示した事業者を契約相手方とします。

見積書は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込）を記載してください。契約金額は原則として、見積書に記載されている金額（消費税込）となります。

3. 契約書（請書）作成の要否について

国立研究開発法人建築研究所の規程に基づき、契約金額に応じて、指定の契約書又は請書を作成いただきます。

契約相手方に選定された場合、原則、契約書（請書）に記載の契約条項を承諾のうえ、業務を履行していただきます。請書の様式は別紙のとおりですので、参加を希望される方は、事前に契約条項をご確認ください。

なお、契約金額によっては、契約書（請書）の作成を省略する場合があります。

4. その他

- (1) 同価見積があった場合は、国立研究開発法人建築研究所契約業務取扱規程第31条第2項の規程により、くじ引きを行います。
- (2) 参加者不在の場合は、別途選定した者に見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができます。
- (3) 見積書の作成に要した費用等は、参加者の負担とします。
- (4) 契約担当等の都合により、見積決定前に調達を中止する場合があります。

請書

1. 件名 @@@@業務
2. 履行（納入）場所 仕様書のとおり
3. 履行期限 令和 年 月 日
4. 請負代金額 ¥ -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ -)
5. 契約条項 裏面のとおり

上記裏面契約条項承諾の上お請け致します

令和 年 月 日

契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 澤地 孝男 殿

住 所 @@@@市@@@

収入

印紙

氏 名 株式会社@@@@

代表取締役 @@@@ 印

- 1 この請書に定めるもののほか、別冊の図面及び仕様書に従い契約を履行すること。
- 2 この契約締結後 7 日以内に工程表を作成し、発注者に提出すること。
なお、監督職員より不要と指示されたときは提出の必要はない。
- 3 この契約により生ずる権利又は義務を、発注者の承諾がなく第三者に譲渡し、又は承認させないこと。
- 4 業務は、発注者の定めた監督職員の指示があったときは、これに従い処理すること。
- 5 発注者が必要があると認めるときは、業務内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部の処理を一時中止されても異議がなく、これらにより履行期間又は請負代金額を変更する必要があるときは、発注者と協議して書面により定める。
- 6 業務が完了したときは、直ちに発注者に通知してその検査を受け、検査に合格したときは、遅滞なく目録を添えて成果品を引き渡すこと。
- 7 検査の時期は、発注者が前項の通知を受けた日から 10 日以内の日とし、支払の時期は、検査合格後発注者が適法な支払請求書を受領した日から 60 日以内の日とすること。
- 8 自己の責に帰すべき理由により履行期間内に成果品を納入することができないときは、請負代金額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額を損害金として指定期間内に支払うこと。
発注者の責に帰すべき理由により前項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。
- 9 次の各号の一に該当するときは、契約を解除されても異議なく、契約を解除されたときは、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として指定期間内に支払うこと。
 - 一 自己の責に帰すべき理由により履行期間内又は履行期限経過後相当の期間内に成果品を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 二 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - 三 前 2 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 10 損害金及び違約金は、発注者の支払うべき請負代金と相殺されても異議がないこと。
- 11 業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。
- 12 この請書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して定めること。